

幼保連携型認定こども園の設備 及び運営に関する福岡県の基準

- 1 学級の編制の基準・職員の数について
- 2 施設設備について（園舎及び園庭）
- 3 “ “（園舎及び園庭の面積）
- 4 “ “（園舎に備えるべき設備）
- 5 “ “（園具及び教具）
- 6 教育及び保育を行う期間及び時間
- 7 子育て支援事業の内容について
- 8 管理運営等について

1 学級の編制の基準・職員の数について

【学級の編制】

満3歳以上の園児については学級を編成し、1学級の園児数は35人以下を原則とする。
各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を1人以上置くこと。

【園児の数に応じた職員の確保】

0歳児 3:1 1～2歳児 6:1 3歳児 15:1 4～5歳児 25:1

【保育教諭の資格】 幼稚園の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の1第8項の登録を受けた者。

【調理員】 自園調理のため調理員を置くこと。

2 施設設備について（園舎及び園庭について）

- 園舎及び園庭を設け、園舎は2階建て以下を原則とする。
ただし、特別の事情がある場合ある場合は、3階建て以上とすることができる。
- 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所を2階に設ける場合は、耐火建築物であること。
- 園舎及び園庭は、同一敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とし、代替地については園庭の必要面積に算入することはできない。
*なお、既存の幼稚園又は保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合には移行特例により、下記の要件を全て満たす場合には、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り算入することができる。
 - ① 園児が安全に移動できる場所であること
 - ② 園児が安全に利用できる場所であること
 - ③ 園児が日常的に利用できる場所であること
 - ④ 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

3 施設設備について（園舎及び園庭の面積）

（園舎の面積）

次の①、②を合計した面積

- ① 学級数に応じ算定して面積
1 学級：180㎡
2 学級以上：100㎡×（学級数-2）+320㎡
- ② 満3歳未満の園児数に応じ算定した面積
3.3㎡×満2歳未満の園児数
1.98㎡×満2歳以上の満3歳未満の園児数

（園庭の面積）

次の①、②を合計した面積

- ① 次のいずれか大きい方の面積
・ 学級数に応じ算定して面積
2 学級以下：30㎡×（学級数-1）+330㎡
2 学級以上：80㎡×（学級数-3）+400㎡
・ 3.3㎡×満3歳以上の園児
- ② 3.3㎡×2歳児の園児数

4 施設設備について（園舎に備えるべき設備）

（設備・保育室等の面積）

- ① 職員室
- ② 乳児室又はほふく室（3.3㎡×2歳未満児の園児）
- ③ 保育室（1.98㎡×2歳以上の園児）
- ④ 遊戯室（ " " ）
- ⑤ 保健室（⑥ 調理室 ⑦ 便所）
- ⑧ 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

（備えるよう努める設備）

- ① 放送聴取設備
- ② 映写設備
- ③ 水遊び場
- ④ 園児清浄用設備
- ⑤ 図書室
- ⑥ 会議室

（調理室の例外）

【3歳以上の食事の提供】

満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼児連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合でも、必要な調理のための過熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

この場合、外部搬入を行うための要件を満たすこと。

【子どもの数が20人未満の場合】

自園調理による食事提供を行う子どもの数が20人未満である場合は独立した調理室の設置まで求めないこと。

5 園具及び教具について

幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

6 教育及び保育を行う期間及び時間

- 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- 教育に係る標準的な一日当たりの時間（以下、「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は一日につき8時間を、開所時間は一日につき11時間を原則とすること。

7 子育て支援事業について

- 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用すること。
 - ・ 地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
 - ・ 地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めること。
- 子育て支援事業の種類、実施回数等実施内容の決定・変更に当たっては、地域のニーズを的確に把握するために市町村の意見を聴くこと。

8 管理運営等について

- 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。
- 幼保連携型認定こども園には、園長を置かなければならない。
- 幼保連携型認定こども園は、学校教育法、学校教育法施行規則、学校保健安全法、児童福祉法、児童福祉法施行規則、福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を準用するため、各法令についても確認をすること。
- 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて実施すること。